

第1章

安全保障と防衛の基本的考え方

第1節 安全保障を確保する方策

国家の独立は、国が政治、経済、社会のあり方を自ら決定し、その文化、伝統や価値観を保つため、守らなければならないものである。また、平和と安全は、国民が安心して生活し、国が繁栄を続けていくうえで不可欠のものである。しかしながら、自らの主権と独立の維持はわが国自身の主体的、自主的な努力があって初めて実現するものである。

国民の命や暮らしを守り抜くうえで、まず優先されるべきは、積極的な外交の展開である。自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値や原則を重視しつつ、わが国と基本的な価値や利益を共にする米国との間の日米同盟¹を基軸とし、同志国との連携、多国間協力を推進していくことが不可欠である。

同時に、外交には、裏付けとなる防衛力が必要である。戦略的なアプローチとして、自由で開かれたインド太平洋(FOIP)のビジョンのもとでの外交を展開するとともに、反撃能力の保有を含む防衛力の抜本的強化などを進めていく。

一方、今やどの国も一国では自国の安全を守ることは

できない。そのため、同盟国や同志国などと協力・連携を深めていくことが不可欠である。

わが国にとって望ましい安全保障環境を創出し、脅威の発生を予防する観点から、インド太平洋地域や国際社会の一員としての協力などの分野で防衛力が果たす役割の重要性は増している。

わが国は、このような防衛力の役割を認識したうえで、外交や経済などの分野も含め、様々な分野における努力を尽くすことにより、わが国の安全を確保するとともに、インド太平洋地域、ひいては世界の平和と安全を目指している。

参考 図表Ⅲ-3-1(自由で開かれたインド太平洋(FOIP)ビジョンにおける防衛省の取組(イメージ))、2章2節「解説」(反撃能力)



KEY WORD

FOIP

2016年8月、安倍内閣総理大臣(当時)が提唱した、自由で開かれたインド太平洋を介してアジアとアフリカの接続性を向上させ、地域全体の安定と繁栄の促進を目指す考え方。

第2節 憲法と防衛政策の基本

1 憲法と自衛権

わが国は、第二次世界大戦後、再び戦争の惨禍を繰り返すことのないよう決意し、平和国家の建設を目指して努力を重ねてきた。恒久の平和は、日本国民の念願である。この平和主義の理想を掲げる日本国憲法は、第9条に戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認に関する規定を置いている。もとより、わが国が独立国である以上、この規定は、主権国家としての固有の自衛権を否定するものではない。政府

は、このようにわが国の自衛権が否定されない以上、その行使を裏付ける自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法上認められると解している。

このような考えに立ち、わが国は、憲法のもと、専守防衛をわが国の防衛の基本的な方針として実力組織としての自衛隊を保持し、その整備を推進し、運用を図ってきている。

¹ 一般的には、日米安保体制を基盤として、日米両国がその基本的価値や利益をともにする国として、安全保障面をはじめ、政治や経済の各分野で緊密に協調・協力していく関係を意味する。

2 憲法第9条の趣旨についての政府見解

1 保持できる自衛力

わが国が憲法上保持できる自衛力は、自衛のための必要最小限度のものでなければならないと考えられている。その具体的な限度は、その時々国際情勢、軍事技術の水準その他の諸条件により変わりうる相対的な面があり、毎年度の予算などの審議を通じて国民の代表者である国会において判断される。憲法第9条第2項で保持が禁止されている戦力にあたるか否かは、わが国が保持する全体の實力についての問題であって、自衛隊の個々の兵器の保有の可否は、それを保有することで、わが国の保持する實力の全体がこの限度を超えることとなるか否かにより決められる。

しかし、個々の兵器のうちでも、性能上専ら相手国国土の壊滅的な破壊のためにのみ用いられる、いわゆる攻撃的兵器を保有することは、直ちに自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなるため、いかなる場合にも許されない。例えば、大陸間弾道ミサイル (ICBM)、Intercontinental Ballistic Missile 長距離戦略爆撃機、攻撃型空母の保有は許されないと考えている。

2 憲法9条のもとで許容される自衛の措置

2014年7月1日の閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」において、次の3つの要件（「武力の行使」の三要件）を満たす場合には、自衛の措置として、武力の行使が憲法上許容されるべきであると判断するに至った。

- ① わが国に対する武力攻撃が発生したこと、またはわが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること

- ② これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと

- ③ 必要最小限度の實力を行使すること

参照 資料4（国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について）

3 自衛権を行使できる地理的範囲

わが国が自衛権の行使としてわが国を防衛するため必要最小限度の實力を行使できる地理的範囲は、必ずしもわが国の領土・領海・領空に限られないが、それが具体的にどこまで及ぶかは個々の状況に応じて異なるので、一概には言えない。

しかし、武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土・領海・領空に派遣するいわゆる海外派兵は、一般に、自衛のための必要最小限度を超えるものであり、憲法上許されないと考えられている。

4 交戦権

憲法第9条第2項は、「国の交戦権は、これを認めない。」と規定しているが、ここでいう交戦権とは、戦いを交える権利という意味ではなく、交戦国が国際法上有する種々の権利の総称であって、相手国兵力の殺傷と破壊、相手国の領土の占領などを行うことを含むものである。

一方、自衛権の行使にあたっては、わが国を防衛するため必要最小限度の實力を行使することは当然に認められている。例えば、わが国が自衛権の行使として相手国兵力の殺傷と破壊を行うことは、交戦権の行使として相手国兵力の殺傷や破壊を行うこととは別の観念のものである。ただし、相手国の領土の占領などは、自衛のための必要最小限度を超えるものと考えられるので、認められない。

3 基本政策

これまでわが国は、憲法のもと、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本方針に従い、日米安保体制を堅持するとともに、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、実効性の高い統合的

な防衛力を効率的に整備してきている。

1 専守防衛

専守防衛とは、相手から武力攻撃を受けたときに初めて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法に則った受動的な防衛戦略の姿勢をいう。

2 軍事大国とならないこと

軍事大国という概念の明確な定義はないが、わが国が他国に脅威を与えるような軍事大国とならないということは、わが国は自衛のための必要最小限を超えて、他国に脅威を与えるような強大な軍事力を保持しないということである。

3 非核三原則

非核三原則とは、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずという原則を指し、わが国は国是としてこれを堅持している。

なお、核兵器の製造や保有は、原子力基本法の規定でも禁止されている²。さらに、核兵器不拡散条約 (NPT) Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons により、わが国は、非核兵器国として、核兵器の製造や取得をしないなどの義務を負っている³。

4 文民統制の確保

文民統制は、シビリアン・コントロールともいい、民主主義国家における軍事に対する政治の優先、または軍事力に対する民主主義的な政治による統制を指す。わが国の場合、終戦までの経緯に対する反省もあり、自衛隊が国民の意思によって整備・運用されることを確保するため、旧憲法下の体制⁴とは全く異なり、次のような厳格な文民統制の制度を採用している。

国民を代表する国会が、自衛官の定数、主要組織などを法律・予算の形で議決し、また、防衛出動などの承認を行う。国の防衛に関する事務は、一般行政事務として、

内閣の行政権に完全に属しており、内閣を構成する内閣総理大臣その他の国务大臣は、憲法上、文民でなければならないこととされている。内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊に対する最高の指揮監督権を有しており、国の防衛に専任する主任の大臣である防衛大臣は、自衛隊の隊務を統括する。また、内閣には、わが国の安全保障に関する重要事項を審議する機関として国家安全保障会議が置かれている。

防衛省では、防衛大臣が国の防衛に関する事務を分担管理し、主任の大臣として、自衛隊を管理し、運営する。その際、防衛副大臣、防衛大臣政務官 (2人)、防衛大臣補佐官が政策、企画、政務について防衛大臣を助けることとされている。

また、防衛大臣政策参与が、防衛省の所掌事務に関する重要事項に関し、自らが有する見識に基づき、防衛大臣に進言などを行うこととしているほか、防衛会議では、防衛大臣のもとに政治任用者、文官、自衛官の三者が一堂に会して防衛省の所掌事務に関する基本的方針について審議することとし、文民統制のさらなる徹底を図っている。

以上のように、文民統制の制度は整備されているが、それが実をあげるためには、国民が防衛に対する深い関心を持つとともに、政治・行政両面における運営上の努力が引き続き必要である。

参照 4章1節 (国家安全保障会議)、4章2節 (防衛省・自衛隊の組織)



着任にあたり特別儀仗隊を巡閲する中谷防衛大臣 (2024年10月)

² 原子力基本法第2条は、「原子力利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし……」と規定している。

³ NPT第2条は、「締約国である各非核兵器国は、……核兵器その他の核爆発装置を製造せず又はその他の方法によって取得しないこと……を約束する」と規定している。

⁴ 統帥権が独立し、軍の作戦などに関する事項について内閣や議会の統制の及ばない範囲が広く認められていた。また、一時期を除き、陸海軍大臣は現役軍人でなければならなかったため、事実上軍の意向に沿う内閣でなければ成立しなかったなど、軍が不当に国政に影響を与えていた。